

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 42 条第 2 項第 1 号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施します。

令和 5 年 7 月 28 日

佐賀県公安委員会委員長 牛 島 英 人

1 実施期間

令和 5 年 9 月 11 日（月曜日）から同月 13 日（水曜日）までの午前 8 時から午後 5 時 30 分まで

2 実施場所

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ポリテクセンター佐賀（佐賀市兵庫町大字若宮 1042 番地 2）

3 受講定員

20 人（先着順とする。）

4 受講申込手続

(1) 受講申込書の受付期間

令和 5 年 8 月 2 日（水曜日）から同月 8 日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで

(2) 受講申込書の提出先

住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課（住所地及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課）へ持参してください。

なお、申込時に申込者の本人確認を行いますので、申込者の写真入りの身分証明書の写しを持参してください。

(3) 提出書類

ア 受講申込書（縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの顔写真

1枚を貼り付けること。) 1通

イ 代理人が受講申込書を提出する場合にあっては、申込者本人の記名がある委任状 1通

## 5 講習手数料及び納付方法

### (1) 講習手数料

39,000円

### (2) 納付方法

講習手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。

なお、納付された手数料は、返還しません。

## 6 講習の委託

この講習は、一般社団法人佐賀県警備業協会（佐賀市高木瀬東二丁目13番3号）に委託して行います。

## 7 持参する物

講習を受ける際は、筆記用具及びノート類を持参してください。

## 8 問合せ先

最寄りの警察署、佐賀県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務管理室（電話番号 0952-24-1111 内線 3033）又は一般社団法人佐賀県警備業協会（電話番号 0952-38-2016）